

令和8年度児童扶養手当・特別児童扶養手当システム運用支援等業務委託
に係る契約希望者の公募について

令和8年3月4日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

岩手県では、岩手県内町村部の児童扶養手当受給資格者の児童扶養手当法に基づく法令、告示及び通知等に基づく行政に係る事務及び岩手県内の特別児童扶養手当受給資格者の特別児童扶養手当法に基づく法令、告示及び通知等に基づく行政に係る事務（以下「手当事務」という。）を電算システムにより行っています。

つきましては、令和8年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「令和8年度児童扶養手当・特別児童扶養手当システム運用支援等業務受託資格確認書」により、令和8年3月18日（水）（必着）までに、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室に届け出てください。

なお、下記1の資格要件を1つでも満たさない者の届出は無効とし、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約を確約するものではありません。

御不明な点は岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成担当（電話019-629-5494）までお問い合わせください。

記

1 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成12年岩手県告示第885号。以下「規程」という。）第6条第1項に規定する名簿に規程第2条各号に掲げる業務の資格者として登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 令和8年度児童扶養手当・特別児童扶養手当システム運用支援等業務委託実施希望届提出の日までの間に、岩手県から、規程第2条に規定する情報システム開発業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

- (6) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成9年通商産業省令第47号）の表の上覧に掲げる「プロジェクトマネージャ試験」「システムアーキテクト試験」「ネットワークスペシャリスト試験」「ITサービスマネージャ試験」「データベーススペシャリスト試験」の合格者を雇用していること。
- (7) 過去において、岩手県内で児童扶養手当・特別児童扶養手当システムの運用の実績を有すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団でないこと。

2 委託業務等の内容

(1) 本件業務

本件仕様書に基づく次の電算処理システムの運用・保守業務とする。

電算処理システム名称は、「岩手県児童扶養手当・特別児童扶養手当システム（以下「システム」という。）」とする。

(2) システムの概要

岩手県においては、手当事務を電算システムにより行っている。

- ① ネットワークは、岩手県行政情報ネットワークを利用。
- ② クライアントは、新OA端末（1人1台パソコン）を利用。
- ③ サーバについて、ソフトウェアの運用保守については、受託者が管理。ネットワークは岩手県行政情報ネットワークを利用。

3 業務の内容

本業務は、電算システムの保守、関連するパッケージソフトウェアに関する保守等であり以下の業務を行うこととする。

(1) 児童扶養手当・特別児童扶養手当システムパッケージ保守

電算システムは、富士通japan株式会社の開発した「児童扶養手当・特別児童扶養手当システム」を使用しているものであるが、制度の改正により手当額、支給要件等の変更が行われた場合、最新のシステムを定期リリース（レベルアップ）すること。

(2) 運用保守業務

- ① 受託者は、平日の9時から17時まで運用保守を行い、障害が発生した場合に迅速に対応できる体制及び連絡先を確保すること。
- ② システム使用者である県子ども子育て支援室及び各広域振興局（以下、「振興局等」という。）の担当者数が人事異動、組織の再編等により増減が生じた場合に、県の指示に従いシステムに係るパッケージソフト、アプリケーションの再導入作業を行うこと。
- ③ システムの使用者である振興局等の担当者に不明点が生じた場合、その照会に対応し、照会から24時間以内に回答すること。
- ④ バージョンアップ時には、クライアントへのソフトウェア配付を行うこと。
- ⑤ 十分なセキュリティ管理、プライバシー保護を行うこと。
- ⑥ サーバの点検等を行うために、クライアントからのアクセスを制限する必要がある場合は事前に県に了解を求めること。

(3) 電算システムの利用場所等

公所名	組織名	所在地
県本庁	保健福祉部子ども子育て支援室	盛岡市内丸10-1
盛岡広域振興局	保健福祉環境部福祉課	盛岡市内丸11-1
県南広域振興局	〃	奥州市水沢大手町5-5
沿岸広域振興局	〃	釜石市新町6-50
県北広域振興局	〃	久慈市八日町1-1

(4) 利用するソフトウェア

児童扶養手当・特別児童扶養手当システムパッケージ

「児童扶養手当・特別児童扶養手当」（開発元：富士通Japan株式会社）

年間システム保守料は、受託者が富士通Japan株式会社へ支払うこと。

4 事業実施にあたっての留意事項

(1) 体制

① 運用・保守を行うにあたっては、業務知識のあるSEがサポートできる体制を整備すること。

② 県との窓口は一本化し、問合せ等における窓口SEを明確にすること。

(2) 作業場所

サーバに関しては岩手県庁舎内、クライアントに関しては、電算システムが導入されている公所にて行う。

(3) 報告

受託者は次の項目について、月1回報告を行うこと。さらに県が求めた場合はその都度報告を行うこと。次に記載のない事項で、システムの利用に関して必要なことは、県と受託者が協議の上で報告の要否を決定する。

① クライアントパソコン更新業務成果

② サーバ・クライアントパソコン障害対応業務成果

(4) 留意事項

① 電算システムには膨大な個人情報蓄積されていることから、個人情報の扱いについては業務に関わらず厳重に行うこと。

② 電算システムを運用・保守する上で新たに発生した事項については、県と受託者が十分協議の上で対応する。

③ 別記に基づき業務を実施する。

(5) 契約上の条件（瑕疵担保責任）

電算システムについて、通常の使用により発生した欠陥に対しては、受託者の負担により復旧を行うこと。

(6) 機密保護

① 児童扶養手当事務・特別児童扶養手当事務に係る情報の多くが個人情報であることから、情報セキュリティの確保には最大限配慮すること。

② 受託者は、運用・保守業務を行い生じたデータ等について、本件業務以外に使用し、第三者に提供してはならない。また、業務に係るデータ等を複製し、又は複製してはならないこと。

(7) 成果物の著作権等

委託業務の実施により提出された成果報告帳票等並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を示すデータに関する権利等の権利は県に帰属するものであること。

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 委託費（上限額）

3,190千円

7 その他

本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがあります。

別記

1 取扱規定等に基づく運用状況の確認

(1) ログの記録

システムへのログイン、及び特定個人情報が表示される画面や帳票等へのアクセスログを記録すること。ログには、次の情報を含めること。

なお、ログの保存期間は、あらかじめ県の指定する特定個人情報の保存期間に準ずる。

ア 特定個人情報にアクセス可能な権限を持つユーザのログイン時間・ログアウト時間。

イ 誰が、いつ、誰の、特定個人情報をどのような手段で出力（画面に表示、帳票出力等）したのか。

(2) ログの提供

県が求めた場合、ログを、(1)ア・イに挙げた情報が容易に読み取れるよう編集・加工した上で、以下のいずれかの方法により提供すること。

ア システムの画面からの閲覧。

イ Microsoft Office (Excel、Word) もしくはMicrosoft Windows10 Professional (64bit) 標準ソフトウェアで閲覧可能なファイル形式での、システムからの出力もしくは受託者からの提出。

2 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

システムからの情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、県に連絡するための体制を整え、連絡体制図を作成し、提出すること。

また、実際に事案を把握した場合には、体制図に基づき、直ちに県に連絡すること。

3 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

特定個人情報の管理状況について、年に一度、点検を行い、その結果を県に報告すること。

報告に対し、県からの指摘事項があった場合には、協議の上、取扱規程の見直し等も含めた適切な対応を取ること。

4 特定個人情報等を取扱う区域の管理

サーバ等のシステム機器は、外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報装置、監視設備等を備えた部屋に設置すること。

システム機器を設置した部屋について、入室する権限を有する者を定めると共に、入退室の記録を行うこと。また、部外者が入室する場合には、従業員の立会等の措置を講じること。

5 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

(1) 特定個人情報を記録した電子媒体や書類は、施錠できるキャビネットまたは書庫に保管すること。

- (2) システムにアクセスする端末は、盗難や紛失を防ぐため、セキュリティワイヤー等により固定すること。

6 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

- (1) 特定個人情報を電子媒体に格納する場合、あらかじめ社内手続き等により許可した電子媒体のみを利用すること。

また、当該電子媒体を作業場所の外に持ち出す必要がある場合には、あらかじめ定めた取扱規定等の手続きに基づき、次のいずれかの措置を講じること。

ア データの暗号化

イ データへのパスワードの付与

ウ 施錠可能な搬送容器への格納

- (2) 特定個人情報が記載された書類を作業場所の外に持ち出す必要がある場合には、あらかじめ定めた取扱規定等の手続きに基づき、次のいずれかの措置を講じること。

ア 封緘

イ 目隠しシールの貼付

ウ 施錠可能な搬送容器への格納

7 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

システムからの特定個人情報の削除、特定個人情報を記録した機器及び電子媒体等の廃棄にあたっては、次の事項を守ること。なお、いずれの場合にも、削除または廃棄の都度、削除または廃棄した日時、データの内容、手段等を記載した証明書を提出すること。

- (1) システムに登録された特定個人情報は、県から指定された年限が経過した後、あらかじめ定めた時期までに、復元できない手段で削除すること。なお、復元できない手段とは、データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元できないような状態を指す。
- (2) 特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な状態とすること。
- (3) 特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合、焼却または溶解し、復元不可能な状態とすること。

8 アクセス制御

- (1) ユーザ認証により、特定個人情報にアクセスできる者を、あらかじめ県の指定する者及び受託者が県に報告した特定個人情報取扱者に限定すること。ユーザ認証には、次のいずれかの方法を取ること。

ア ユーザIDとパスワードの設定

イ 磁気・ICカード

ウ 生体情報

エ その他、ユーザを一意に特定できる方法

- (2) 年に1度、システムが備えるアクセス制御機能の脆弱性等を検証し、結果を県に報告すること。

9 不正アクセス等の防止

システムを外部からの不正アクセスや不正ソフトウェアから保護するため、次の措置を講じること。

- (1) ファイアウォール等により、インターネット等の外部ネットワークからの不正なアクセスを遮断すること。
- (2) システム及びシステムにアクセスする端末に、セキュリティ対策ソフトウェアを導入すること。ただし、県が不要と認めたものについては、この限りでない。
- (3) システムを構成するソフトウェアについて、ベンダーよりセキュリティパッチが提供された場合、速やかに評価・適用すること。
- (4) 取得したログを定期的に分析し、不正アクセス等の有無を確認すること。
- (5) システムを構成する機器に、許可されていない電子媒体や機器の接続、ソフトウェアのインストールがなされていないことを、定期的に確認すること。

10 情報漏えい等の防止

(1) 外部への送信

特定個人情報を外部に送信する必要がある、かつ経路にインターネットが含まれる場合には、次のいずれかの措置を講じること。

ア 通信経路の暗号化

イ データの暗号化

ウ データへのパスワードの付与

(2) 特定個人情報の保存

特定個人情報が記録されたファイルを電子媒体等に保存する場合には、次のいずれかの措置を講じること。

ア データの暗号化

イ データへのパスワードの付与